

日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本遺産「出雲國たたら風土記」の魅力や資源を活かした土産品の開発又は改良を図ることにより、地域経済の発展及び土産品を通じて日本遺産「出雲國たたら風土記」の情報発信、地域活性化が見込まれる事業(以下「土産品開発事業」という。)を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「土産品」とは、次の各号のいずれかに該当する商品とする。

- (1) 日本遺産「出雲國たたら風土記」をイメージさせる通年販売、常温保存が可能な食品
- (2) 日本遺産「出雲國たたら風土記」をイメージさせる工芸品(ジャンル不問)
- (3) その他日本遺産「出雲國たたら風土記」の情報発信や発展に資する産品(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、島根県内に事業所を有する法人並びに島根県内に住所を有する者及び島根県内に住所を有する者により組織する団体(以下「団体等」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、補助対象事業者から除くものとする。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的とするとき。
- (2) 暴力団その他反社会的な団体と関係を有しているとき。
- (3) 申請年度以前に、この要綱に定める補助金の交付を受けた団体等で、当該決定を受けた土産品と同一のものを事業の対象として申請をしているとき。
- (4) その他補助対象事業者とすることが適当でないと会長が認めるとき。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業者が土産品開発事業を実施するに当たり、土産品の開発又は改良のために新たに投資する費用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

る。

- (1) コンサルタント費用
- (2) 原材料費
- (3) 調査分析費
- (4) 包装のデザイン料又は作成費
- (5) その他会長が認める費用

(補助金額)

第5条 補助金額は、事業に要する経費のうち前条に規定するものとし、一補助対象事業者につき、土産品開発の場合は20万円を限度とし、土産品改良の場合は10万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者は、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 土産品開発事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第7条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 補助対象事業者は、その申請内容について変更が生じたときは、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金変更承認申請書(様式第5号)に第6条各号に規定する書類のうち、当該変更に係る書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更の可否を決定し、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、事業完了後速やかに日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 土産品開発事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 事業の完了が確認できる写真等の書類及び完成した土産品
- (4) 領収証の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第10条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金交付請求）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金請求書（様式第11号）を会長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、日本遺産「出雲國たたら風土記」土産品開発事業支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助対象事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査）

第14条 補助対象事業者は、会長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月24日から施行する。